

「コムストックローン約款」【新コムストックローン・野村証券】の一部改正新旧対照表

日本証券金融株式会社  
(下線部分が改正箇所)

改正案	現 行
<p>コムストックローン約款 【新コムストックローン・野村証券】</p> <p>日本証券金融株式会社</p>	<p>コムストックローン約款 【新コムストックローン・野村証券】</p> <p>日本証券金融株式会社</p>
<p><b>第1条～第3条</b> (現行どおり)</p> <p><b>第4条(融資要領)</b></p> <p>1 融資限度額および融資方法</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (2)ただし書の定めにかかわらず、お客様から日証金所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、日証金が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ適当と認めた場合は、<u>融資限度額の上限を5億円以内の日証金が定める金額とすることができるものとします。</u></p> <p>(4)～(8) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 利率、利息計算および支払方法</p> <p>(1) コムストックローンの融資利率は、<u>契約の成立の日において日証金が定めるところによるものとします。ただし、日証金は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合は、一般に行われる程度の変更をすることができるものとします。日証金が融資利率を変更する場合は、Eメールおよび日証金ウェブサイトでその旨をお客様に通知します。</u></p> <p>(2)～(4) (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p><b>第5条～第19条</b> (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><b>第1条～第3条</b> (省 略)</p> <p><b>第4条(融資要領)</b></p> <p>1 融資限度額および融資方法</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) (2)ただし書の定めにかかわらず、お客様から日証金所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、日証金が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ適当と認めた場合は、<u>融資限度額の上限を3億円以内の日証金が定める金額とすることができるものとします。</u></p> <p>(4)～(8) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 利率、利息計算および支払方法</p> <p>(1) コムストックローンの融資利率は、<u>契約の成立の日において日証金が定め、契約成立の書面をもってお客様に通知します。ただし、日証金は、日本国内における主要な銀行が公表する短期プライムレートの変動等金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、融資利率を変更することができるものとします。日証金が融資利率を変更する場合は、Eメールおよび日証金ウェブサイトで通知します。</u></p> <p>(2)～(4) (省 略)</p> <p>4 (省 略)</p> <p><b>第5条～第19条</b> (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
付 則	

改正案	現 行
この改正約款は2025年3月3日から実施します。	